

登別市請負工事検査要領

第1 趣旨

登別市の発注に係る請負工事に関する検査の実施は、法令等の定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 検査の種類

検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合において実施するものとする。

(1) 工事完成検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から工事完成通知書の提出があったとき。

(2) 出来形部分等検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から出来形部分等確認請求書（第 回）の提出があったとき、又は契約を解除した際において工事の出来形部分があるとき。

(3) 指定部分検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から指定部分工事完成通知書（別記様式第1号）の提出があったとき。

(4) 部分使用検査

工事途中において、発注者の都合により工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じ、受注者から部分使用承諾の同意を得たとき。

(5) 跡請保証部分検査

跡請保証に付した工事につき、跡請保証期間が満了したとき。

(6) 跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証に付した工事につき、修補工事の施工を請求した場合において、受注者から跡請保証部分修補工事完了通知書の提出があったとき。

(7) 契約不適合部分修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合部分が発見され、その契約不適合部分修補工事の施工を請求した場合において、受注者から契約不適合部分修補工事完了通知書（別記様式第8号）の提出があったとき。

(8) 中間検査

工事途中において契約担当者が特に検査の必要があると認めたとき。

第3 検査員の指定

契約担当者は、登別市建設工事執行規則（平成3年規則第13号。以下「工事執行規則」という。）第24条の規定に基づき検査員を指定しようとするときは、登

別市事務決裁規程（平成2年訓令第6号）の定めるところによる。

第4 検査員の心得

検査員は、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に検査を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5 検査の実施

- (1) 検査員は契約担当者から請負工事につき検査を命ぜられたときは、速やかに当該工事に係わる工事請負契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、現地においてその適否を判定するものとする。
- (2) 検査員は、工事請負契約書において定めた期間内に検査を実施することが出来ない事由が生じたときは、その旨を契約担当者に申し出てその指示を受けるものとする。

第6 検査の立会

検査は、受注者、主任技術者又は現場代理人及び工事監督員の立会の上、行うものとする。

第7 検査の準備

検査員は、検査に当たって、工事監督員又は受注者（主任技術者及び現場代理人を含む。）に対し、あらかじめ必要な測定要員及び用具等を準備させるものとする。

第8 検査の方法

検査員は、請負工事の検査に当たっては、工事請負契約書、設計図書その他の関係書類に基づくほか、別に定める工事検査基準により行うものとする。

第9 検査結果の処理

検査員は、請負工事につき検査を行ったときは、それぞれ次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 工事完成検査

ア 工事目的物が検査に合格したとき

検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格したときは、工事完成検査調書及び工事検査記録簿（別記様式第1号の2）を作成の上、これを契約担当者に提出するものとする。この場合において、検査員は当該工事目的物を跡請保証に付する必要があると認めるときは、当該工事完成検査調書にその旨を記載の上、跡請保証に付すべき部分につき跡請保証部分調書を作成し、これに添付するものとする。

イ 工事目的物が検査に合格しないとき

(ア) 検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格しないときは、工事完成検査報告書（別記様式第2号）により契約担当者に報告するものとする。

(イ) 契約担当者は、検査員から工事完成検査報告書による報告を受けたときは、その内容を審査の上、受注者に対し工事目的物修補（改造）請求書（別記様式第3号）により、一定期間を定めて当該工事目的物の修補又は改造を請求するものとする。

(ウ) 契約担当者は、受注者が工事目的物の修補又は改造を完了したときは、工事目的物修補（改造）完了通知書（別記様式第4号）によりその旨の通知を受けるものとする。

(エ) 工事目的物修補（改造）完了通知書を受理した場合における処理は、工事完成通知書を受理した場合の例によるものとする。

(オ) 検査員は、検査目的物の欠陥が部分的で機能上支障とならない場合及び、ごく軽易な手直しについては、工事監督員に口頭で指示し措置を行わせることができる。

(2) 出来形部分等検査

ア 検査員は、現地において当該工事目的物の出来形部分等（特に定めのない場合は、工事監督員の検査に合格した搬入済みの工事資材を含む。また、契約の解除に係る場合にあっては、出来形部分に限る。）を確認の上、出来形部分等検査調書（第 回）及び出来形部分等内訳書を作成し、契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、検査員から提出された出来形部分等検査調書（第 回）及び出来形部分等内訳書を審査の上、その結果を出来形部分等確認通知書（別記様式第5号）により当該工事に係る受注者に通知するものとする。

(3) 指定部分検査

ア 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格したときは、第9の(2)の例により処理するものとする。

イ 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格しないときは、第9の(1)のイの例により処理するものとする。

(4) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査報告書（別記様式第6号）に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書（別記様式第7号）を現場代理人と取り交わし、これらを契約担当者に提出するものとする。

(5) 跡請保証部分検査

ア 検査員は、跡請保証部分につき検査を行ったときは、その結果につき跡請保証部分検査調書により契約担当者に報告するものとする。

イ 契約担当者は、検査員の報告に基づきその内容を審査の上、当該跡請保証部

分につき修補工事の必要があると認めるときは、受注者に対し跡請保証部分修補工事請求書により当該修補工事を請求するとともに、跡請保証部分修補工事請書を徴するものとする。

(6) 跡請保証部分修補工事完了検査

ア 検査員は、跡請保証部分に係る工事が完了検査に合格したときは、跡請保証部分修補工事完了検査調書により契約担当者に報告するものとする。

イ 検査員は、跡請保証部分に係る修補工事が完了検査に合格しないときは、第9の(1)のイの例により処理するものとする。

(7) 契約不適合部分修補工事完了検査

ア 工事検査員は、契約不適合部分修補部分に係る当該工事目的物が完了検査に合格したときは、契約不適合部分修補工事完了検査調書(別記様式第9号)により契約担当者に報告するものとする。

イ 契約担当者は、契約不適合修補部分に係る当該工事目的物が完了検査に合格しないときは、受注者に対し当該工事目的物の契約不適合部分修補工事請求書(別記様式第10号)により、期間を定めて当該工事目的物の契約不適合部分修補を請求するものとする。

ウ 契約担当者は、受注者が当該工事目的物の契約不適合部分修補を完了したときは、契約不適合部分修補工事完了通知書により受注者より通知を受けるものとする。

エ 契約担当者は、ウの規定により契約不適合部分修補工事完了通知書を受理した場合は、登別市建設工事規則第23条により処理するものとする。

(8) 中間検査

検査員は、工事目的物につき中間検査を行った場合は、その結果を書面により契約担当者に報告するものとする。

第10 工事施行成績の評定

検査員は、工事完成検査及び中間検査の終了後、登別市請負工事施行成績評定要領(平成11年訓令第2号)に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を契約担当者に提出しなければならない。

第11 緊急措置

検査員は、検査に当たりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、検査員は、事後速やかにその旨を契約担当者に報告しなければならない。

附 則 (平成13年訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第21号）

この訓令は、平成27年12月11日から施行する。

附 則（平成28年訓令第16号）

この訓令は、平成28年6月27日から施行する。

附 則（令和2年訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式 略